

---

日付：2003年7月15日

提出元：小畑 至弘 イー・アクセス株式会社

題名：G.992.1AnnexC DBM(OL)について

---

弊社は、G.992.1AnnexC DBM (OL) の特例等に関し、5 事業者間合意の際、事後対策の発生しない距離内で利用されるということで、事後対策及び緩和値については、議論が行われず明確に結論付けられなかったと認識している。

しかしながら、特例として限界線路長をこえる距離にて利用を認められる記載が標準中にされるようであれば、事後対策及び緩和値の内容について明確にしておく必要があると考える。

また、G.992.1AnnexA (OL) に注記されている特例内容との整合性も考慮する必要があると考える。

【整合性の必要性】

- ・ FBM のクラス変更にあたっては、限界線路長 (FBM も含めた場合) を超える利用にあたっての事後措置が既定される必要がある。  
報告書 (7月9日) では、DBM-OL の限界線路長は、FBM 有りで 2.0km、FBM 無しで 2.5km となる。
- ・ 該当事業者は、1.8km 以上では利用しない意思表示がなされているが、Annex A(OL) との間で異なる事後措置を規程するのは公平性に欠ける。
- ・ 特例内容を「3.0 k m を超えて提供しない」のみとした場合、実際に本方式を利用する事業者が 3.0 k m まで利用するのであれば、特に AnnexC FBM 方式に対する事後措置の有無を明確にする必要がある。

したがって、弊社からは、解決策として、以下の2案を提案する。

G.992.1AnnexC DBM (OL) はクラス A、限界線路長としては、FBM 有りの場合の 2.0km と規定する。

Annex A(OL) と同内容の特例を適用したうえで、関係事業者間の覚書等で、1.8km 以上では使わないことを約定する。

事業者間協議における議論の経緯からは、 が適当と考える。

以上